

# 一般社団法人地域安全学会研究倫理規範

平成 29 年 1 月 21 日 一般社団法人地域安全学会理事会承認

一般社団法人地域安全学会（以下「本学会」という。）での科学研究は、社会の信頼と負託を得て成り立っているものであり、研究費の不正使用は、その根底を大いに揺るがすものである。

本学会は、科学研究に対する社会の信頼を確保し、その健全な発展を進めるため、研究費を使用するうえでの研究倫理規範を下記のとおり定める。

本学会の構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 学会員は、研究費が公的資金であることを認識し、適正に使用しなければならない。
- 2 学会員は、研究費の使用にあたり、関係法令および本学規程等を遵守し、適正かつ効率的な使用に努めなければならない。
- 3 学会員は、研究費の不正使用を未然に防止するため、緊密に情報交換を行い、互いに連携して、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持に努めなければならない。
- 4 学会員は、研究費の使用にあたり、取引業者との関係において、社会の理解と信頼を損ねることがないように、公正に対処しなければならない。
- 5 学会員は、研究費の使用に関する研修等に積極的に参加し、関係法令等や事務処理手続き等について理解するとともに、適正な運用に努めなければならない。